

校区社協の活動

集まる

- ふれあいサロン
- 会食
- 福祉バザー
- 敬老会



地域の中で仲間づくりや異世代交流を行い、人と人とを結ぶふれあいの場づくりをしています。



訪ねる

- 安否確認
- 配食サービス

一人暮らしの高齢者等が住みなれた地域で、安心して暮らせるよう、定期的に地域のボランティアが訪問し、安否の確認と孤独感の解消を図ることを目的としています。

伝える (つなぐ)

- 校区広報誌の発行
- 地域福祉懇談会

社協の活動を地域の方に知ってもらうため、各々の地域で「伝える」取り組みが行われています。



励ます

- 友愛訪問
- 介護者のつどい

在宅介護者や一人暮らし高齢者等の方々に少し息抜きをしてもらい、交流することを目的に活動します。

ふれあう (交流)

- 研修会
- 障害者を理解するつどい

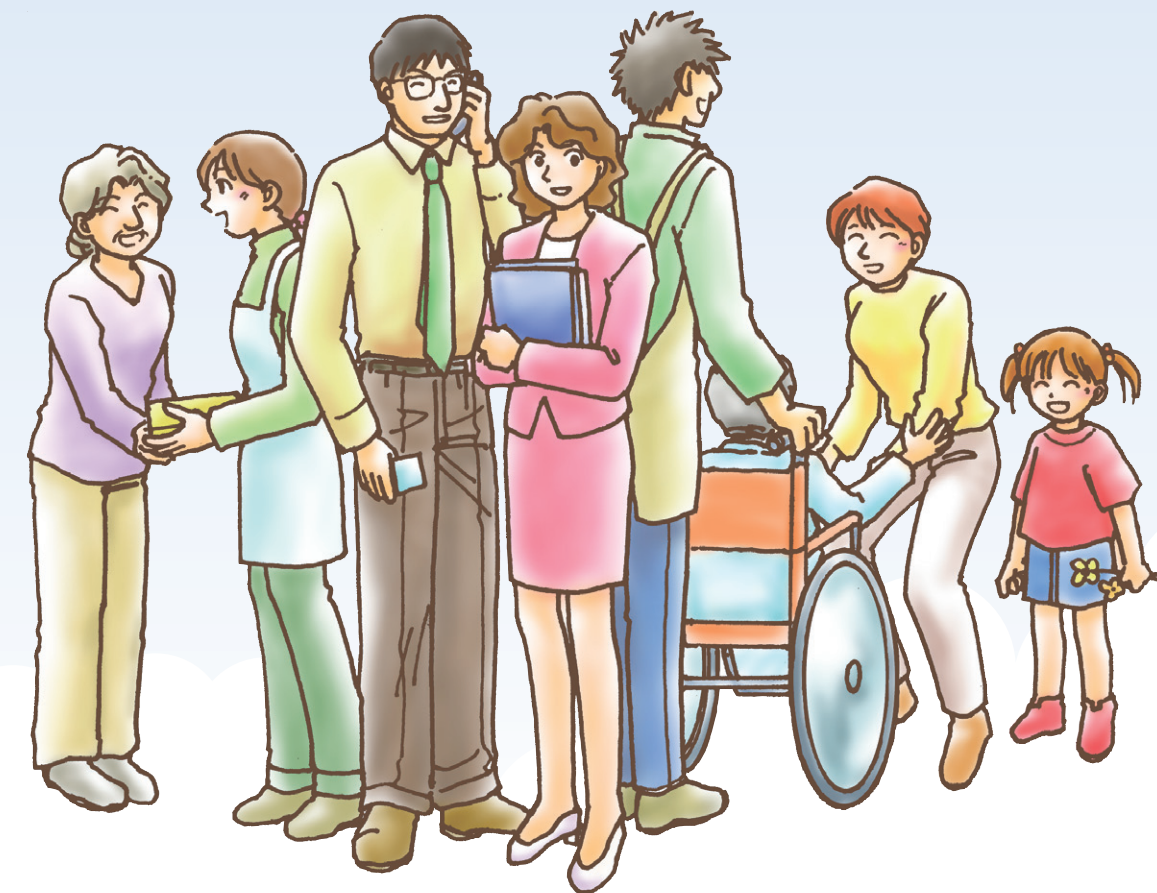
ひとつの校区だけでなく、隣接する複数の校区社協が合同でつどいを実施したり、他市町村の校区社協との交流等を行います。



- 社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会
城陽市寺田東ノ口17 市立福祉センター1階
☎ 0774-56-0909 FAX 0774-56-2800
HP: <http://www.kyoshakyo.or.jp/joyo/> e-mail: tiiki@jyoshakyo.or.jp
- 城陽市立総合老人福祉センター 陽寿苑 ☎ 0774-55-1017
- 城陽市立北部老人福祉センター 陽和苑 ☎ 0774-52-9670
- 城陽市立東部老人福祉センター 陽東苑 ☎ 0774-53-3700
- 城陽市立西部老人福祉センター 陽幸苑 ☎ 0774-53-9393
- 城陽市社協訪問介護センター・
居宅介護支援事業所(地域ふれあいセンター内) ☎ 0774-54-7744
- 城陽市立西部在宅介護支援センター ☎ 0774-53-9500
- 城陽市立西部デイサービスセンター ☎ 0774-53-8555
- 城陽市地域包括支援センター ☎ 0774-54-7330

平成21年3月発行

福祉ふれあいのまちづくりをめざして 社協のしおり



社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会

城陽市社会福祉協議会って ……何？

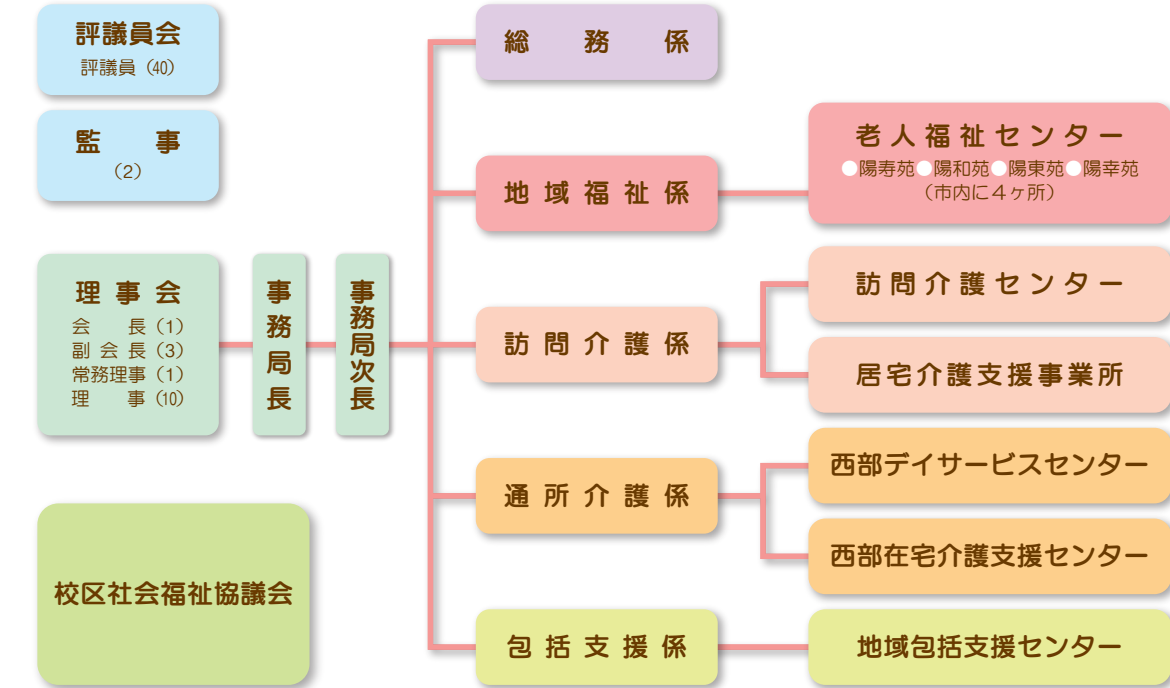
城陽市社会福祉協議会（通常は「城陽市社協」と省略）は、城陽市を単位に地域の住民の方々や社会福祉関係者、さらに地域社会を形成する他の様々な団体によって構成された、公共性を持つ社会福祉団体（社会福祉法人）です。

城陽市民のかかえる様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え話し合い、行政・福祉団体・校区社協等と協力して解決を図り、「一人ひとりがその気になって 知恵と力を出し合いながら みんなで創りあげる 福祉のまち城陽」を基本理念として取り組みを進めています。

簡単な図にすると…
「市民に支えられた
市民の地域福祉のための団体」



城陽市社会福祉協議会の組織 (略図)



城陽市社協の主な取り組み

福祉啓発活動を行っています

- 社会福祉大会を開催しています。
- 社協だよりを発行し、福祉情報をお伝えします。点字やテープ版も発行します。
- ホームページで事業などを紹介しています。
- 市内小中学校での福祉体験学習等に協力し、青少年の福祉意識の向上に努めています。
- 児童生徒の福祉作文コンクールを実施しています。



地域福祉活動者の発掘・育成を行っています

- 地域福祉リーダー研修や福祉人材発掘事業、高齢者見守り隊事業等を行っています。



福祉サービス利用援助事業を行い、高齢者の地域生活支援を行っています

- 福祉サービス利用援助事業とは・・・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、利用者の自立した生活を送ることを支援する事業を言います。

介護サービスを行っています

- 心身の状態やご家族の状況に適したケアプランを作成します。
- 身体介護・生活援助にヘルパーを派遣します。(障害者自立支援法による派遣も行っていきます)。



- 送迎・入浴・食生活のサービスを提供し、多くの行事やレクリエーションをお楽しみいただく高齢者のデイサービスセンターを運営しています。



西部在宅介護支援センターの管理運営を行っています

- 高齢者福祉制度・サービスの申請代行を行います。
- 介護予防教室や家族介護者教室を開催します。
- 老人福祉センターへの出張相談を行います。



ボランティア活動の支援や活動者育成を行っています

- ボランティア団体・個人の登録を行い、助成金情報やボランティア募集情報を提供しています。
- ボランティア保険の加入受け付けをしています。
- 各種ボランティア講座を開催し、福祉活動の輪を広げます。

共同基金配分金事業を行い、地域福祉活動の財源に活用しています

- 赤い羽根共同基金の配分金事業を行っています。(社協だより発行、小中学校福祉体験学習への助成など)
- 歳末助け合い基金の配分金事業を行っています。(地域福祉団体への助成、貸出備品の整備など)



高齢者等の日常生活を支援する事業を行っています

- おたせごはんです。生活支援型有料給食サービスとして障がいのある方、高齢者などに夕食をお届けしています。
- さわやか宅配。電話一本で自宅まで商品をお届けする紙おむつ宅配事業です。
- 住民参加型相互援助サービス。日常の家庭生活を営むのに支障があり、公的な福祉制度の対象とならない世帯に対する助け合い活動を、市民の参加と協力による会員組織をつくって行っています。



地域福祉活動計画Ⅲ(平成20年度～24年度計画)

基本理念「一人ひとりがその気になって 知恵と力を出し合いながら みんなで創りあげる 福祉のまち城陽」

5つの基本目標

- 1) 身近な地域における福祉コミュニティづくり……………【小地域福祉活動の充実】
- 2) 福祉活動をすすめる人づくり・なかまづくり……………【市民の福祉意識の向上と活動の促進】
- 3) 一人ひとりの思いを尊重し、支援するしくみづくり……………【福祉サービスの利用援助】
- 4) 一人ひとりの暮らしを支えるサービスづくり……………【在宅福祉サービスの開発・実施】
- 5) 市民から頼りにされる組織づくり……………【市社協基盤及び運営・経営力の強化】

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。城陽市社会福祉協議会では平成10年に初めて地域福祉活動計画を策定し、現在は活動計画Ⅲを策定し、鋭意取り組みを進めています。

当事者団体や、各種関連団体の支援を行っています

- 市発行の広報誌等のテープ化・点字化を行っています。
- 障がい児のサマースクール等を支援し、長期休暇中の遊び場づくりを応援しています。
- 障がい者団体等の福祉行事のため、リフト付きマイクロバスを運行しています。(最大週5日運行)
- 福祉関係備品の貸し出しを行っています。(車いす、炊き出し道具など)



- レクリエーション備品の貸し出しを行っています。(ジャンボサイコロなど)

小地域福祉活動の推進

- 校区社会福祉協議会を中心とした地域福祉活動を展開しています。※詳細はこの見開き右ページをご覧ください。



市立老人福祉センターの管理・運営を行っています

- 市内の60歳以上の方々の健康推進や教養の向上のための事業を行っています。またレクリエーションや生きがいづくりのための場づくりをしています。



生活福祉資金の相談や貸し付け事業を行っています

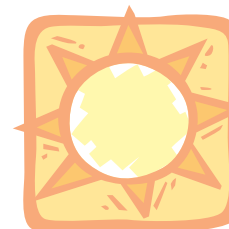
- 生活福祉資金や長期生活支援資金、離職者支援資金などの福祉資金の貸し付けを行っています。
- ※生活福祉資金は一定の条件を満たした方が対象となり申請できる制度です。地域の民生委員さんを通じて申し込んでいただきます。



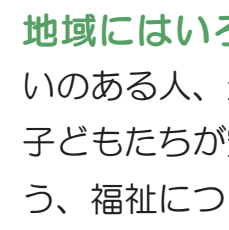
地域包括支援センターの事業を受託しています

- 地域包括支援センターの効果的な運営にあたります。
- 介護予防マネジメント・特定高齢者に関して、相談事業を行います。
- 包括的、継続的マネジメントにより個別の状況や変化に応じて対応します。
- 虐待防止など高齢者の権利擁護事業をすすめ安心して尊厳ある生活の支援を行います。
- 総合相談、支援事業に必要なネットワーク構築、実態把握を行います。

校区社協って…?



校区社会福祉協議会は、各々が独自性をもった組織として城陽市社会福祉協議会を構成する団体の一つであると同時に、それぞれ小学校区単位の地域にある自治会や福祉・教育等関係団体、ボランティア、住民の参加で、地域住民が住みよい町にするために福祉のことを考えたり、啓発活動や助け合い活動を行ったりしている**住民の自主的な任意組織**です。



地域にはいろいろな福祉課題があります。高齢者や心身に障がいのある人、生活していく上で困難な問題を抱えている人、そして子どもたちが安心して、しかも同じ地域の住民として尊重されるよう、福祉についての啓発活動や一人暮らし高齢者や子育て中の親等の仲間づくり、福祉講座、そしていつ誰が困っても支えていけるようにと、**校区社会福祉協議会ではボランティアの育成やたすけあいのネットワーク活動などを行っています。**



校区社会福祉協議会は、参加された団体や地域から出されるニーズや声を受信し活動に反映させるとともに、**新しい福祉情報等をその団体や地域に発信し地域福祉向上を進めるという役割**があります。

校区社協の歴史

- 城陽市の校区社協は昭和49年度に、京都府下で初めて『城陽市社協支部』という形で結成され、昭和54年度には現在と同じ10校区全てに支部社協が誕生しました。
- 平成7年度に、これまで市社協の末端組織として構成された『支部』から、現在の『校区社協』に再編され、校区内住民の参加と総意に基づく任意組織として再スタートを切りました。
- 平成16年度以降、少しずつ拠点設置も進んでおり、(平成21年3月現在2校区)校区社協活動のさらなる充実・発展が図られています。